

遺伝子組換えカイコの第一種使用等に関する審査結果についての意見・情報の募集について

平成29年7月27日
農林水産省消費・安全局

この度、「遺伝子組換えカイコの第一種使用等に関する審査結果」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

農林水産省及び環境省では、今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

(1) 遺伝子組換えカイコの生物多様性に対する影響評価

遺伝子組換えカイコの飼育等に当たっては、我が国の野生動植物に影響を与えないよう、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）に基づき評価を行っています。

遺伝子組換えカイコを環境中への拡散を防止せずに飼育等を行う場合（第一種使用等）には、その飼育等に関する規程（第一種使用規程）を定め、これを農林水産省及び環境省に申請し、承認を受ける必要があります。

(2) 審査及び審査報告書

農林水産省は、遺伝子組換え農作物の審査・管理の能力や透明性及び科学的一貫性を向上させるため、審査・管理の標準的な手順をまとめた「遺伝子組換え農作物のカルタヘナ法に基づく審査・管理に係る標準手順書」（平成22年8月31日公表。以下「標準手順書」といいます。）を定めています。

（標準手順書）

http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/carta/c_data/sop/index.html

遺伝子組換え農作物の第一種使用規程の承認申請の審査について、標準手順書に基づき、審査の結論、審査の概要等から成る報告書としてまとめることとなっています。これに準じて、遺伝子組換えカイコの第一種使用規程の承認申請の審査についても、取りまとめることとしました。

(3) 今回の申請・審査

今回、カルタヘナ法に基づき第一種使用規程の承認を受けるための申請があった別添の遺伝子組換えカイコ1件について、カルタヘナ法に基づき、生物多様性影響評価を行いました。その際、学識経験者からは、承認申請のあった第一種使用規程に従ってこの遺伝子組換えカイコを使用した場合に、生物多様性への影響を生じる可能性はないとの意見をいただきました。この意見を踏まえ、申請書類に記載されている内容の妥当性を確認したので、審査報告書をまとめ、意見・情報の募集を行います。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)(<http://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄に掲載(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)
- (2) 農林水産省消費・安全局農産安全管理課において配布。

3 意見・情報の提出方法

次の(1)から(3)までのいずれかの方法でお願いします。

- (1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合
「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。
- (2) 郵送の場合
以下担当まで送付してください。
宛先：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課 組換え体管理指導班 島村宛て
- (3) FAXの場合
以下担当まで送付してください。
FAX番号：03-3580-8592
農林水産省 消費・安全局 農産安全管理課 組換え体管理指導班 島村宛て

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所(法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)並びに連絡先(電話番号又は電子メールアドレス)を明記して下さい。御記入いただいた個人情報、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名(法人又は団体の場合は名称)については、意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

郵送の場合には、封筒表面に「遺伝子組換えカイコの第一種使用等に関する審査結果についての意見・情報の募集」と朱書きいただきますよう、また、ファクシミリでお送りいただく場合は、表題を同じくさせていただきますようお願いいたします。

意見・情報の募集は、環境省においても同時に実施されており、農林水産省又は環境省のいずれかに提出いただければ、両省において考慮されることとなりますので、同じ意見を両省に提出していただく必要はありません。

5 意見・情報受付期間

平成29年7月27日～平成29年8月25日(郵便の場合も締切日必着とします。)

6 公示資料

- (1) 別添(意見・情報募集の対象となる第一種使用規程の承認申請案件)
- (2) 審査報告書(資料)